

都 8 3 母斑症（マフチ症候群）

（診断基準）

以下の□1から□3までを全て満たすもの

□1 軟骨形成不全（多発性内軟骨腫）がある。

□2 多発性の血管腫（多発性の海綿状血管腫）がある。

□3 以下の鑑別診断が除外できるもの

Klippel-Weber 症候群、青色ゴム乳首様母斑症候群、Proteus 症候群

（重症度分類等）

診断基準自体を重症度分類等とし、診断基準を満たすものを全て対象とする。

※ 診断基準及び重症度分類等の適応における留意事項

1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、認定基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない（ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る。）。
2. 治療開始後における重症度分類については、認定基準上に特段の規定がない場合には、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態であって、直近6か月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
3. 上記の診断基準を満たし、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要なものについては、医療費助成の対象とする。